

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市営住宅の管理に関する事務では、事務の一部を指定管理者に委託しているが、指定管理者による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、基本協定において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記録された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法等の規定に則り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①入居申込に関する事務 ②住宅使用料・敷金の決定及び徴収に関する事務 ③家賃等の減免に関する事務 ④入居者の収入状況の報告に関する事務 ⑤同居承認申請、承継入居承認申請に関する事務 ⑥住宅の明渡請求、住宅のあっせんに関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第27、52項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第18条、第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表の第27、52項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十七日デジタル庁・総務省令第九号）第55条、第78条 ■情報提供の根拠 なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 都市建設部 建築住宅課 住所：栃木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2451
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 都市建設部 建築住宅課 住所：栃木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2451

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	建築課	住宅課	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築課長 枝 富二夫	住宅課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木市役所 都市整備部建築課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2452	栃木市役所 都市整備部 住宅課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2451	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	住宅課	建築住宅課	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	住宅課長	建築住宅課長	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	栃木市役所 都市整備部 住宅課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2451	栃木市役所 都市建設部 建築住宅課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2451	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人上表ファイルの取扱いに関する問合せ	栃木市役所 都市整備部 住宅課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2451	栃木市役所 都市建設部 建築住宅課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2451	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第19の項並びに内閣府・総務省令第18条	番号法第9条第1項、別表の第27、52項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第18条、第26条	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第31の項並びに内閣府・総務省令第22条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表の第27、52項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十七日デジタル庁・総務省令第九号) 第55条、第78条	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目の追加による記載	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	項目の追加による記載	事前	